



幕別町発達支援センター

わになって

令和5年度
第1号

令和5年4月21日発行

日差しが柔らかくなり、ひと雨ごとに緑が濃くなってきました。今年は桜の開花もかなり早そうです。新年度がスタートし、子ども達は、環境がかわり不安と期待が入り混じった気持ちから少しずつ環境にも慣れて落ち着いてきた頃でしょうか。何事もスタートが大事ですので、困ったことや悩み事があれば、些細なことでも遠慮なくご相談ください。

さて、発達支援センターも、4月から児童福祉法に定める障害児通所支援事業として療育をおこなうこととなり、新たな気持ちでスタートいたしました。今までよりも事業を拡大・充実させ、保護者の皆さん、子ども達のニーズに応えられるように努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



障害児通所支援等事業として実施する3つの事業と内容

1 児童発達支援

児童の発達に合わせて、生活に必要なスキルや、コミュニケーション、集団生活への適応に必要な支援を行います。主に個別の活動を通して、児童の発達段階に合わせた療育を行います。

2 放課後等デイサービス

就学している児童に対し、生活力や集団生活への適応のために必要な力の向上を目的とした支援を行います。主に小集団で行う活動を通して、人との関わりや気持ちの折り合いのつけ方など、集団生活が過ごしやすくなるための力を育てます。

3 保育所等訪問支援

職員が保育所等(幼稚園・小中学校、学童保育所など)に訪問し、児童の集団生活での様子を観察し、保育所等における集団生活適応のための支援を行います。

○その他

* 障害児通所支援等事業として療育を行うため、通所給付費の一部が保護者負担となります(生活保護世帯および非課税世帯を除く)。なお、3歳から5歳児は、保育料無償化の対象となるため保護者負担はありません。

* 療育以外での相談、検査等の利用は従来どおり無料です。

* 心理師の職員が増員となり、検査・相談対応を拡大します。保護者のほか、学齢期のお子さんへの対応も充実させていきます。詳しくは、発達支援センター(54-6533)へ直接ご連絡ください。



お知らせとお願い

* 発達支援センター通信「わになって」の内容について

療育の日程が固定化されたことから、今年度からグループの日程や職員の動向について記載をしません。保護者・支援者のみなさんのニーズに沿った内容を検討し、不定期で情報を発信していきます。

* **グループ療育等の日程**は控え室に掲示していますので各自で確認してください。急な変更があった場合も掲示で対応します。

* 療育を利用される方は、個別の棚があります。通信のほか手続きに関する連絡や報告などの書類を入れていきますので、**入室した際は必ず確認**してください。

* 事業化に伴い、事務手続きに必要な事項を確認するため、**【個人票】の作成**をお願いいたします。個人情報のため記載後は担当に直接渡してください。

* 療育の際は、水分補給のため**飲み物(水かお茶)**を持参してください。子ども達が自分で扱える物を用意してください。

* マスクの着用は個人の判断としていますが、検温については健康管理のため、引き続きお願いいたします。

おねがいます!

